第四・五条　物品の引取り

各締約国は、次のことを含む税関手続を採用し、又は維持する。

(a)　自国の法令の遵守を確保するために必要な期間内に物品の速やかな引取りを認めることについて定めること。

(b)　物品の到着に先立ち、書類その他の必要な情報を事前に電子的に提出し、及び処理することを認めること。

(c)　関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な納付を確保するために、自国の法令において保証の提供を要求している場合には、当該保証の提供を条件として、当該関税、租税、手数料及び課徴金に係る最終的な決定が行われる前に物品の引取りを認めること。

第四・六条　税関手続の簡素化

1　各締約国は、貿易業者又は事業者（中小企業を含む。）に係る税関手続の時間及び費用を減少させるため、自国の税関手続に係る要件及び手続の簡素化に向けて努力する。

2　各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者が税関手続の更なる簡素化から利益を得ることを認める措置を採用し、又は維持する。当該簡素化については、物品の引取りの後に、一定の期間における複数回の輸入を対象とする関税及び租税の決定及び納付のための申告を定期的に行うことを認めることができる。

3　各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす事業者が2に規定する簡素化から更に利益を得、又は当該簡素化を利用することを一層容易にすることを可能にする制度を採用し、又は維持する。

第四・七条　事前教示

1　各締約国は、自国の税関当局を通じて、関係する物品に与えられる待遇を定める事前の教示を行う。当該事前の教示は、当該事前の教示を行う締約国の法令に従い、全ての必要な情報が記載された書面による要請（電子的な手段によるものを含む。）を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに行われる。

2　事前の教示は、物品の関税分類、物品の原産地（前章の規定に基づく原産品としての資格を含む。）又は他のあらゆる事項であって両締約国が合意するもの（特に、物品の関税評価のために使用される適当な方法又は基準）を対象とする。

3　締約国は、自国の法令に定める秘密の取扱いに係る要件に従うことを条件として、自国の事前の教示をインターネット等を通じて公表することができる。

第四・八条　異議の申立て及び審査の請求

1　各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局による行政上の決定の対象となる全ての者に対し、異議を申し立て、又は審査を請求する権利を保障する。

2　異議の申立て又は審査の請求には、次のものを含める。

(a)　一の行政当局であって、1に規定する決定を行った職員若しくは官署よりも上級のもの若しくはこれらから独立したものに対する行政上の異議の申立て又は当該行政当局による審査の請求

(b)　1に規定する決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

3　各締約国は、2(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求についての決定が自国の法令に定める期間内に行われない場合又は不当な遅延なくしては行われない場合には、1に規定する者が、行政上若しくは司法上の更なる異議の申立てを行い、又は行政上若しくは司法上の更なる審査を請求する権利を有することを確保する。

4　各締約国は、必要な場合には、1に規定する者が異議の申立て又は審査の請求の手続を利用することができるよう、当該者に行政上の決定の理由を提供することを確保する。

第四・九条　危険度に応じた管理手法

1　各締約国は、危険度に応じた管理手法の制度であって、自国の税関当局が危険度の高い貨物の検査活動に集中することができるようにし、及び危険度の低い貨物の引取りを迅速にするものを採用し、又は維持する。

2　各締約国は、危険度に応じた管理手法を、適当な選定の基準による危険性の評価に基づいて適用する。

3　締約国は、危険度に応じた管理手法の一部として、1に規定する検査活動のため貨物を無作為に選定することもできる。

4　各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

第四・十条　通関後の監査

1　各締約国は、物品の引取りを迅速に行うため、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。各締約国の税関当局は、前条に規定する危険度に応じた管理手法を適用する場合には、自ら行った通関後の監査の結果を利用する。締約国は、自国の税関当局が危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、貿易に関連する他の当局が行った通関後の監査の結果を利用することを定めることができる。その逆の場合も、同様とする。

2　各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定するものとし、当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性のある方法で、通関後の監査を実施する。ある者が監査の対象となり、当該監査につき明確な結果が得られた場合には、締約国は、自己の記録について当該監査を受けた者に対し、当該結果、当該監査を受けた者の権利及び義務並びに当該結果の理由を遅滞なく通知する。

第四・十一条　通過及び積替え

一方の締約国は、適切な管理を維持しつつ、自国の関税領域を通過し、又は当該関税領域において積み替えられる他方の締約国からの又は他方の締約国への物品の移動を円滑にするための手続を採用し、又は維持する。

第四・十二条　税関協力

1　両締約国の税関当局は、この協定に規定する他の形態の協力に影響を及ぼすことなく、第一・六条の規定にかかわらず、税関相互支援協定に従って、この章に規定する事項について、協力（情報を交換することによるものを含む。）を行い、及び相互行政支援を提供する。

2　両締約国の税関当局は、それぞれの関税法令の遵守を確保しつつ貿易の円滑化を一層発展させること及びサプライチェーン・セキュリティを改善することを目的として、次の分野において、この章に規定する事項について協力を促進する。

(a)　貿易慣行の進展を考慮しつつ、税関手続を一層簡素化することに関する協力

(b)　世界税関機構の標準規定その他の適用可能な国際的な基準に従って通関のためのデータに係る要件を調和させることに関する協力

(c)　国際貿易のサプライチェーンをＳＡＦＥ枠組みに基づいて確保し、及び促進することに係る税関に関連する側面の更なる発展に関する協力

(d)　危険度に応じた管理手法に係る技術の向上に関する協力（最良の慣行並びに適当な場合には危険度の情報及び管理の結果を共有することを含む。）

(e)　第四・四条3及び第四・六条2に規定する措置又は同条3に規定する制度を更に発展させるための協力（一方の締約国の貿易業者又は事業者が他方の締約国の措置又は制度から利益を得ることを認めるために協力する可能性を含む。）